

赤井川村分別収集計画

(第11期)

令和7年7月策定

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込 み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定 方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

赤井川村分別収集計画

令和7年7月15日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・住民、事業者、行政がそれぞれ相互に協力し、ごみの減量とリサイクルを進める。
- ・地域特性を活かした資源物循環型社会づくりを進める。
- ・自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理を進める。
- ・住民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的に進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込

（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

項目 \ 年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	61	61	60	59	58
製品プラスチック	3	3	3	3	3

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、住民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、廃棄物の抑制のための各種方策を相互に協力・連携を図る。

(1) 教育、啓発活動の充実

パンフレット、広報誌、ポスター作成等、あらゆる機会を利用し、住民、事業者に対し、ごみ排出量の増大、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深める。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果等、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 排出抑制のための役割分担

1) 住民の役割

- ①物を大切に使う生活習慣確立など、ライフスタイルの見直しを図る。
- ②不用品の有効利用を図る。
- ③使い捨て商品の使用を自粛する。
- ④リターナブル容器、詰替え商品などの購入に努める。
- ⑤簡易包装に協力する。
- ⑥買い物に際し買い物袋などを持参する。
- ⑦再生品の使用に努める。

2) 事業者の役割

- ①事業活動に伴うごみの減量化、再資源化に努める。
- ②使い捨て容器の使用を抑制し、減量化に努める。
- ③簡易包装を推進する。
- ④減量化、再生利用に適した商品の販売に努める。
- ⑤販売した商品の自主回収に努める。
- ⑥再生品の使用に努める。

3) 行政の役割

- ①住民、事業者、行政の役割分担を明確にし、排出抑制等に関する計画的な施策の推進に努める。
- ②廃棄物に関する教育、広報活動等を強化し、関係者全体の意識啓発に努める。
- ③事業者に対する減量計画の策定や排出方法等について指導を徹底し、事業系ごみの排出抑制対策を講じる。
- ④再資源化に向けた集団回収を推奨し、減量化に努める。
- ⑤回収拠点の整備、住民参加型のイベント開催等、減量化、再資源化について環境づくりに努める。
- ⑥簡易包装の促進、使い捨て商品の自粛など方策を促進する。
- ⑦庁用品、公共事業における再生品の使用に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の種類及び収集の分別区分

村が分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器		缶類
主として ガラス製の 容器包装	無色のガラス製容器	無色のビン
	茶色のガラス製容器	茶色のビン
	その他のガラス製容器	その他ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの※		その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック類
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチックの分別収集なし

※印の紙製容器包装については、現在未実施となっています。今後、北しりべし廃棄物処理広域連合と調整し実施に向け検討したい。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	2t									
主としてアルミ製の容器	2t									
無色のガラス製容器	(合計) 3t									
	(引渡) 3t	(独自) 0t								
茶色のガラス製容器	(合計) 2t									
	(引渡) 2t	(独自) 0t								
その他のガラス製容器	(合計) 2t									
	(引渡) 2t	(独自) 0t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1t									
主として段ボール製の容器	8t									
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの※	(合計) 1t									
	(引渡) 0t	(独自) 1t								
主としてポリエチレンテレフターレ(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆその他の主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 4t									
	(引渡) 4t	(独自) 0t								
主としてプラスチック製の容器方法であって上記以外のもの	(合計) 13t									
	(引渡) 0t	(独自) 12t								
(うち白色トレイ)	(合計) 1t									
	(引渡) 0t	(独自) 1t								
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自) 0t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1,426人 (対前年比) 99.51%	1,419人 (対前年比) 99.51%	1,412人 (対前年比) 99.44%	1,404人 (対前年比) 99.50%	1,397人 (対前年比) 99.50%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	スチール製容器	缶類	委託業者による 定期回収	北しりべし廃棄物 処理広域連合施設
	アルミ製容器			
ビン	無色ガラス製容器	無色ビン		
	茶色ガラス製容器	茶色ビン		
	その他ガラス製容器	その他ビン		
紙	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装※	その他紙		
ペットボトル		ペットボトル		
プラスチック類	白色トレイ	プラスチック類		
	その他プラスチック製容器包装			

※印の紙製容器包装については、北しりべし廃棄物処理広域連合と協議し実施に向け検討したい。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

缶類、ペットボトルの選別、圧縮・保管及びびん類、紙類の選別・保管は、北しりべし廃棄物処理広域連合施設のリサイクルプラザで実施する。

プラスチック類の収集・処理については民間業者に委託し処理を実施する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集 積 場 所	専用集積場所設置
収集・運搬	収 集 車 輦	専用車両準備
選別・保管	リサイクルプラザ	北しりべし廃棄物処理広域連合施設
	ストックヤード	民間

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	コンテナ	4 t 平ボデー車	リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	無色ビン			
茶色ガラス製容器	茶色ビン			
その他ガラス製容器	その他ビン			
飲料用紙製容器	紙パック	結 束		リサイクルプラザ （選別・保管）
段 ボ ー ル	段 ボ ー ル			
その他の紙製容器包装※	そ の 他 紙			
ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトル	あ み 袋		リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）
白 色 ト レ イ	プラスチック類	袋	4 t パッカー車	ス ト ッ ク ヤ ー ド （選別・保管）
その他プラスチック製 容 器 包 装				

※印の紙製容器包装については、北しりべし廃棄物処理広域連合と協議し実施に向け検討したい。

分別収集に必要な施設計画を下表に示す。

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類、量等	施設等の仕様及び整備計画	備考
【排出段階】 [排出容器] 1. コンテナ	①缶類(アルミ・スチール缶) ②無色ビン ③茶ビン ④その他ビン	(仕様) 材質:PP製 内容量:82.2、119.6L 材料:PP製 容量:44.9L	設置個数 ステーション1箇所につきビン用3個、缶用(大1個又は中2個)
2. あみ袋	⑤ペットボトル		ステーション1カ所につき大1枚又は小1枚
3. 結束	⑥紙パック ⑦段ボール ⑧その他紙類		
4. 袋	⑨プラスチック類		
【集積場所】	①～⑨	村内各指定ステーション	
【運搬場所】 [専用車両] 1. 回収車輛	①缶類 ②ビン類 ③ペットボトル ④紙類 ⑤その他プラスチック類	(仕様) 形式:平ボディ 積載量:4t (仕様) 形式:パッカー車 積載量:4t	村委託業者
【中間処理段階】 [再生段階] 1. 選別圧縮設備 2. 圧縮こん包機	○缶 (スチール、アルミ缶選別処理) (スチール、アルミ缶圧縮処理) ○ペットボトル (圧縮こん包処理)	リサイクルプラザ 資源ごみ系統 処理能力 37.8t/5h	北しりべし廃棄物処理広域連合施設

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、広域処理している各町との連携を強め、必要に応じ自主的な地域リサイクル活動を推進していくことを目的に廃棄物減量等推進員等の導入について検討する。
- (2) 住民団体等による集団回収を促進するため、村全体のリサイクル意識の高揚を図り、必要に応じ、集積場所確保や回収機材の貸与等の支援について検討する。